

西遠浄化センター水処理棟上部利用施設管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市公共下水道西遠浄化センター水処理棟上部利用施設（駐車場含む）（以下「上部利用施設」という。）の管理に関し、必要な事項を定める。

(施設の名称)

第2条 上部利用施設の名称は、「西遠浄化センター多目的広場」とする。

(施設の利用日)

第3条 上部利用施設を利用できる日は、次に掲げる日を除く毎日とする。

○年末・年始休場日・・・12月29日～1月3日

○臨時休場日・・・気象状態や下水道施設の管理上支障がある場合

(イベント等に利用する場合の施設利用)

第4条 上部利用施設の一部又は全部をイベント等により利用しようとするものは、別に要領で定める方法により、浜松市公共下水道西遠浄化センター施設管理者（以下「施設管理者」という。）に、上部利用施設の利用について事前に許可を受けなければならない。

2. 施設管理者は前項の事前申込みを受けたときは、その内容が次条の各号に掲げる利用の制限に該当しないか審査の上、許可するものとする。

(利用の制限)

第5条 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、上部利用施設の利用を許可しないものとする。

(1) 処理場内施設の管理運営上、支障があると認められるとき

(2) 営利を目的に使用のおそれのあるとき

(3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、公益上支障があると施設管理者が判断したとき

(許可の取消し)

第6条 施設管理者は、第4条で許可した利用者が、その許可内容を逸脱して利用したり、そのおそれがある場合、又は次条に定める遵守事項を守らない場合には、その是正指示を行うことができる。

なお、この指示に従わない場合は、その許可を取り消すことができる。

(利用者の遵守事項)

第7条 上部利用施設を利用する者は、別に要領で定める事項を守らなければならない。

(損害の賠償)

第8条 利用者の過失により上部利用施設、場内施設及び駐車場施設を損傷し、又は滅失した場合は、利用者の負担で復旧するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、上部利用施設の管理に関し必要な事項は、要領で定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。